

# フランチャイズ契約の要点と概要



中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則とフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 2018年11月1日  
株式会社 Kurokawa

## フランチャイズ契約のご案内

株式会社K u r o k a w a  
〒676-0805  
兵庫県高砂市米田町米田 1097  
TEL 079-432-7769  
FAX 079-431-4509  
<http://www.kingfamily.co.jp>  
[info@kingfamily.co.jp](mailto:info@kingfamily.co.jp)

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、中小小売商業振興法（以下、小振法という）及び中小小売商業振興法施規則（以下、施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下、フランチャイズガイドラインという）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく、できる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

## 「キングファミリー」への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

この度は、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。  
ございます。

当社は「キングファミリー」の名のもと中古衣料商品のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、キングファミリーイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、キングファミリーチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定められたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からキングファミリーと異なる独自の経営手法を重視され、キングファミリーのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営をご希望される方には、当チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のキングファミリーチェーンは、当社と加盟店様のそれぞれの役割分担が明確になっております。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に投資を行い、物流、データの管理、店舗の指導など、加盟店様が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けることに費用を支出しております。一方、加盟店様は本部の提供するこれらにシステムを正しく活用して経営を行いますが、このように分担を明確にした上で、両者が相互に協力し合いキングファミリー店舗運営することが経営成功の鍵なのです。

キングファミリー店舗を経営される加盟者様の成功が当社の成長の源ですので、当社の経営努力は加盟店様の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店様と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨に賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目次			
項目	項数	中小企業振興法及び 中小小売商業振興法施行規則	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	- 1 -		
「キングファミリー」への加盟を希望される方へ	- 2 -		
<b>第1部 キングファミリーについて</b>	- 4 -		
1. 経営方針	- 4 -		
2. 本部の概要	- 5 -	施行規則 第10条第1号 第10条第2号 第10条第3号 第10条第5号	
3. 会社組織図	- 7 -		
4. 役員一覧	- 7 -	施行規則 第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	- 8(20) -	施行規則 第10条第4号	
6. 売上・出店状況：加盟店・直営店	- 8 -		
7. 加盟店の店舗に関する事項	- 9 -	施行規則 第11条第6号ロ 第11条第6号ハ 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	- 9 -	施行規則 第10条第7号	
<b>第2部 フランチャイズ契約の要点</b>	- 10 -		
1. 当事者（当社と加盟者）の間で、取り結ぶ契約名称等	- 10 -		
2. 売上・収益予測についての説明	- 10 -		2-(2)-イ 2-(3)-①
3. 加盟に際し、お支払いいただく加盟金・保証金・その他金銭に関する事項	- 10 -	法第11条第1号 施行規則 第11条第1号イ-ホ	2-(2)-ア③
4. 売上金等の送金	- 10 -	施行規則 第10条第13号	3-イ-②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	- 10 -	施行規則 第10条第13号 第10条第14号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者様に対する商品の販売条件に関する事項	- 11 -	法第11条第2号 施行規則 第11条第2号イ-ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-イ-(3)
7. 経営の指導に関する事項	- 12 -	法第11条第3号 施行規則 第11条第3号イ-ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の標記に関する事項	- 12 -	法第11条第4号 施行規則 第11条第4号イ-ロ	
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項	- 13 -	法第11条第5号 施行規則 第11条第5号イ-ハ	2-(2)-ア⑦ イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金額に関する事項	- 16 -	施行規則 第10条第12号 第11条第7号イ-ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	- 16 -	施行規則 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	- 16 -	施行規則 第10条第9号	2-(2)-ア⑧
13. 競合禁止義務の有無	- 18 -	施行規則 第10条第10号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	- 18 -	施行規則 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	- 18 -	施行規則 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の業務に関する事項等	- 18 -	施行規則 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	- 19 -		2-(2)-ア⑥

# 第1部 キングファミリーについて

## 1. 経営方針

### ①事業開始の動機

新しい世紀を迎え、リサイクルに対する気運は確実に高まりつつあります。

しかし、もっとも身近な資源とも言える衣料のリサイクル率は、日本ではわずか9%にとどまっており、リサイクル大国といわれるアメリカでの33%に比較すると足元にも及ばないのが現状です。日本とアメリカとでこれほどまでに較差が生じる理由として、もちろん国民性や経済構造の相違も無視できませんが、それ以上に日本では衣料をリサイクルするシステムがまだ十分に整備されていないことが挙げられます。

当社ではその点に着目し、事業の前進である故繊維工業と買取り・販売のための場(=店舗)を組み合わせることにより、リサイクルできるにも関わらず、再び日の目を見ることなく処分されていく衣料という資源の有効利用をはかるべく、現在のキングファミリーのシステムを構築するに至りました。

### ②経営理念

「私たちは、衣料のリサイクルとリユースを通し、皆様の生活に役立つ企業を目指します。」

### ③基本方針

キングファミリーの店舗を利用させていただきお客様に衣料のリサイクルに関心をお持ちいただき、古着を生活の中に取り入れていただき、その過程において、日本のみならず世界のリサイクル産業をリードするような新たな商品及びリサイクル方法の開発に取り組むことが、当社の義務であると考えています。

## 2. 本部の概要 (平成30年10月末日現在)

### (1) 会社概要

社 名 : 株式会社 Kurokawa

設 立 : 平成12年10月18日

所 在 地 : 〒676-0805  
兵庫県高砂市米田町米田 1097

資 本 金 : 7,500 万円

発行済み株式 : 8,214 株

株 主 数 : 18 名

事 業 内 容 : 一般中古衣料の買い取り販売店およびキングファミリーのチェーン展開

### (2) 株主構成

氏名	持ち株数	(シェア率%)	会社との関係
黒川芳一	2,215 株	27.0%	取締役会長
(株)Kurokawa	1,453 株	17.7%	
黒川芳秋	1,323 株	16.1%	代表取締役

### (3) 主要取引金融機関

三井住友銀行 加古川支店

姫路信用金庫 宝殿支店

播州信用金庫 荒井支店

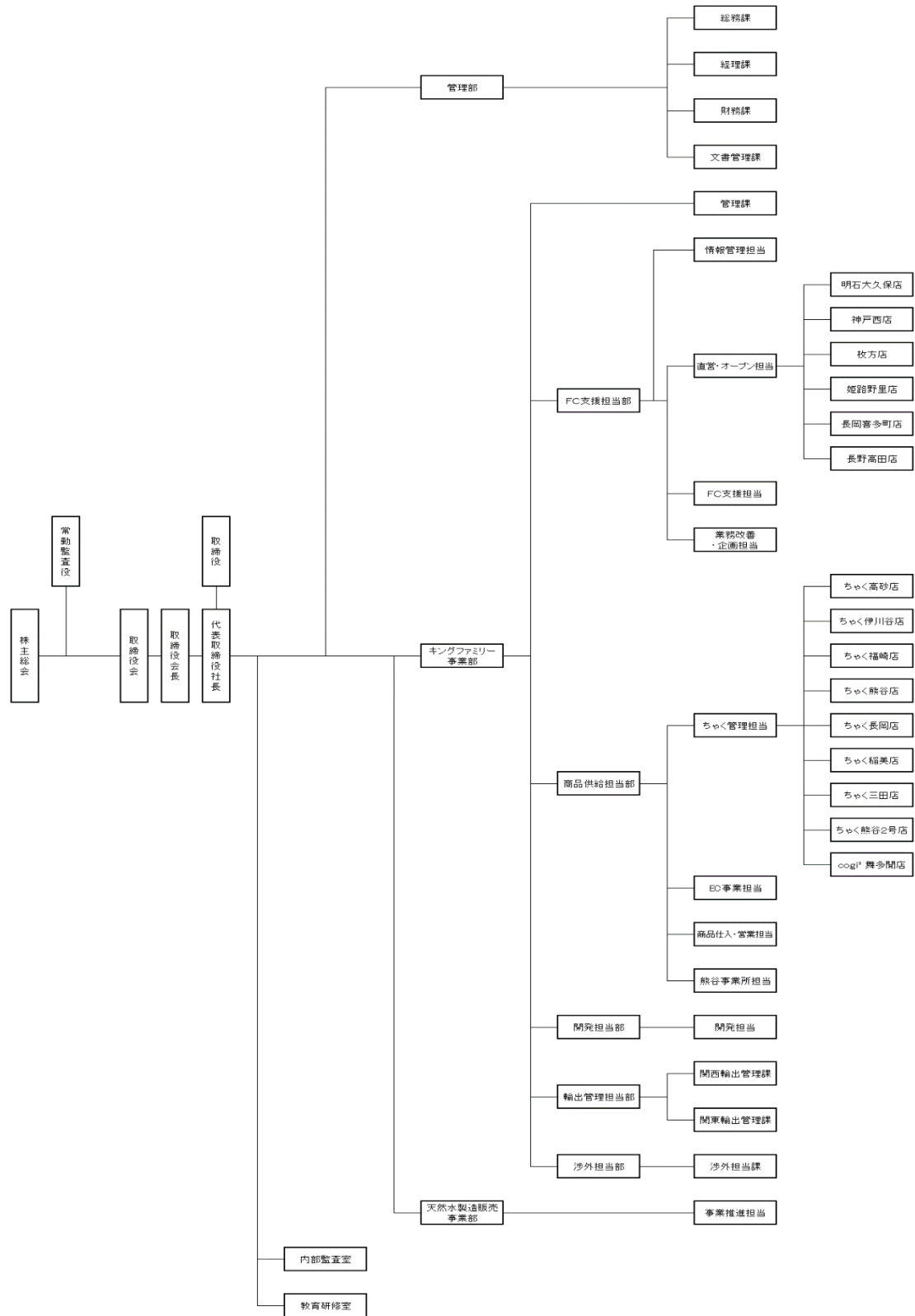
中国銀行 加古川支店

## 沿革

### 《株式会社Kurokawaの沿革》

- 1953年 7月 黒川兼雄が個人営業として黒川商店創業
- 1961年 7月 古繊維加工業（ウエスの製造・販売、中古衣料輸出梱包を行う）として有限会社黒川商店を法人設立
- 1985年 5月 市場の変化に対応すべく小売業に進出  
キングファミリーの前進となる『かくれんぼ』の店舗展開を開始
- 1994年 7月 古着屋さんキングコング加古川店（現在のキングファミリー加古川別府店）  
OPEN  
衣料を重さ（kg単価）で買取るリユースシステム『キングファミリー』の店舗展開を開始
- 2000年 10月 独自のシステムによる衣料の本格的なリサイクルを目指し、FC事業に着手  
FC本部を有限会社黒川商店から分離し、株式会社キングファミリーを法人設立
- 2001年 8月 かくれんぼ高砂店を吸収移転し、ちやくちやくちやく高砂店OPEN  
国内での衣料のリユースをさらに推進するため、新業態『ちやくちやくちやく』の店舗展開を開始
- 2003年 12月 株式会社キングファミリーに有限会社黒川商店を吸収合併
- 2005年 6月 海外輸出事業において、商社を介さない直接取引ルートの構築に成功  
現在国内最大規模の取引量に発展
- 2006年 1月 『ちやくちやくちやく』のFC事業に着手
- 2010年 2月 キングファミリー楽天市場店を開設
- 2010年 10月 株式会社K u r o k a w a に社名変更
- 2013年 9月 天然水製造販売事業部を創設
- 2013年 10月 NPO法人テラ・ルネッサンスとのコラボレーション事業として『フクサポ』を創設
- 2015年 11月 カンボジアに現地法人 Kurokawa (Cambodia) Ltd. を設立
- 2016年 1月 カンボジア・プノンペンに海外1号店『Cogi Factory217号店』をオープン

### 3. 会社組織図





## 4. 役員一覧

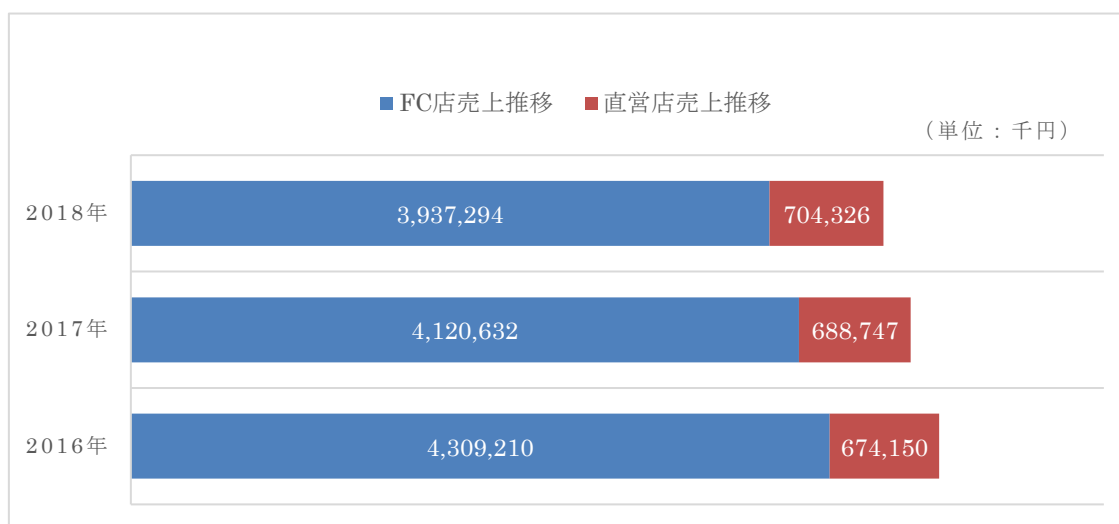
代表取締役	黒川芳秋
取締役会長	黒川芳一
取締役	崎山竜吾
取締役	山村博康

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

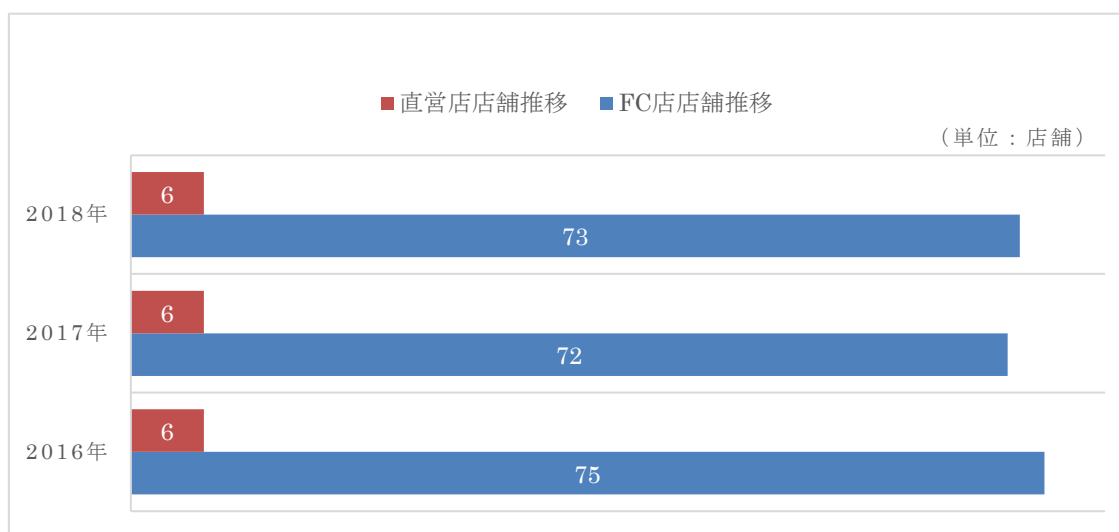
\*末尾記載

## 6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

### 全店売上推移



### 全店店舗数推移



## 7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2016年度	3
2017年度	2
2018年度	2

・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係わる加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2016年度	1
2017年度	4
2018年度	0

・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係わる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約者に係わる加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2016年度	32	1
2017年度	29	2
2018年度	31	1

## 8. 訴訟件数

・直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2014年度	0	0
2015年度	0	0
2016年度	0	0
2017年度	0	0
2018年度	0	0

## 第2部 フランチャイズ契約の要点

1. 当事者（当社と加盟者）の間で、取り結ぶ契約名称等  
「キングファミリーフランチャイズ契約書」
2. 売上・収益予測についての説明  
当社の実績に基づく立地診断による予測。  
ただしあくまでも店舗経営の可能性について触れたものであり、店舗の利益確保について保証を与えたものではありません。
3. 加盟に際し、お支払いいただく加盟金・保証金・その他の金銭に関する事項  
(1) 加盟契約金の明細は、以下の通りです。

加盟契約金内訳	金額
オーナー加盟料	100万円
店舗加盟料	100万円
教育研修費	20万円
開業準備費	80万円

- (2) 2店舗目以降の加盟契約金の明細は、以下の通りです。

加盟契約金内訳	金額
店舗加盟料	100万円
教育研修費	20万円
開業準備費	80万円

加盟契約金は、いかなる場合においても理由を問わず、返還いたしません。  
また上記の各金額には、別途消費税が掛かります。

- (3) お支払い時期  
契約締結と同時に、加盟契約金を現金にてお支払いいただきます。

4. 売上金等の送金  
オープンアカウントは実施していません。
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率  
(1) オープンアカウント  
オープンアカウントは実施していません。  
(2) 資金の融資  
店舗が営業赤字で資金が不足する事態に陥った場合は、当社がロイヤルティの金額を上限として、最長4ヶ月分の資金を融資いたします。返済方法及び期間については都度、協議して決定し、所定の契約書を締結の上、決定日の翌々日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に乙

の指定口座へ振り込むものとします。尚、振込み手数料は加盟者の負担とし、振込み時に差し引くものとします。

(3) 金利

金利は当社の借入金利（平均年利）に年3%を加えたものとし、返済までの金利は日割りにて算出いたします。借り入れた資金は、契約書に定めた期間と方法により金利と合わせて当社へ返済していただきます。

6. 加盟者様に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

古着・中古の服飾雑貨類

(2) 商品等の供給条件

開店日以前に古物営業許可を取得していただきます。

(3) 配送日・時間・回数に関する事項

初期在庫に関しては当社より原則として開業日までに1度配送いたします。

開業後は状況・ご要望に応じ都度配送いたします。

(4) 仕入先の推奨制度

加盟者は、店舗経営に必要な古着を開業日以降次ぎの方法で仕入れていただきます。

① 店舗来店者からの買取。

② 経営の許諾内の顧客からの出張を含む買取。

③ 当社からの仕入れ。

④ 加盟店舗間取引きによる仕入。

(5) 発注方法

仕入れに際しては仕入れ先、金額等の必要情報を、所定の管理帳票に記入して発注いただきます。

(6) 売買代金の決済方法

代金は月末に締めて、翌月5日に当社が加盟者へ請求書を発行し、加盟者はこれをご確認後、請求書受領月の15日に当社へ現金にてお支払いしていただきます。

(7) 返品

納品時のご確認いただいた不良品以外は原則として返品できません。

(8) 在庫管理

当社指定の方法による棚卸と所定の在庫管理表により管理をお願いします。

(9) 販売方法

加盟者が販売する古着の相手先は原則として加盟者の経営の許諾地域内の個人となります。但し、当社が特別に指定した販売先がある場合は、この限りではなく加盟者は前項に定められた相手先以外に販売を希望する場合は、当社の承認を得ていただきます。

(10) 商品の販売価格について

加盟者は、キングファミリーシステムの基準に従い、買取によって仕入れた商品の販売価格を決定し、値付け、陳列等の販売準備を行っていただきます。また、店舗に陳列した商品の価格を時間の経過とともに改定していただき、その方法はキングファミリーシステムの基準に従って行っていただきます。

(11) 許認可を要する商品の販売・買取について

古物営業許可に基づいて営業していただきます。

## 7. 経営の指導に関する事項

### (1) 加盟に際しての研修、または講習会開催の有無

加盟者及び加盟者の指定する者は、キングファミリーへの加盟にあたり、当社が定める場所で実施する研修プログラムを受講しなければなりません。

また当社は加盟者及び加盟者の指定する者が研修プログラムの全過程を終了し、かつ、店舗運営の適格性を備えていると認める場合に出店許可を与えるものとし、不適者であると判断したときは、再受講を強制いたします。

### (2) 研修内容

#### ① 室内研修

- イ. キングファミリーシステムの理解
- ロ. 店舗運営に関する基本の理解
- ハ. 基本接客、買取、値付け、帳票記入、報告書作成方法の理解
- ニ. 店舗管理に関する理解（管理者向け）
- ホ. 当社の支援業務の理解

#### ② 店舗研修

- イ. 店舗運営実務の習得
- ロ. 店舗業務の実体験（管理者は管理項目を含む）
- ハ. 買取査定及び値付けトレーニング
- ニ. 帳票及び報告書作成実務及び処理手順の習得

上記①・②は計14日間の研修となります。

### (3) 加盟者に対する継続的な経営指導の方法、およびその実施回数

当社は自己の負担において、加盟者にたいして次ぎのサービスないし援助を行い、加盟者の営業に協力いたします。

- ① 商品選別方法に関する最新情報の提供
- ② 買取商品の商品化率（仕入れた古着の内、店舗で販売可能な商品の割合）を向上させる為の、技術や手法の開発とその提供
- ③ 地域市場に適合した営業方法についての助言
- ④ 店舗管理方法に関する様々な継続的指導、助言
- ⑤ 営業促進の為の技術及び最新のマーケティング情報、買取・販売動向分析情報の提供
- ⑥ 不正行為防止の為の助言、調査、対策立案等。またそれに基づく業務改善指導
- ⑦ 顧客（買取、販売）獲得方法の開発と情報提供
- ⑧ 本部の判断により店舗・商品・販売・買取の状況を観察する為、店舗担当者を派遣し、直接指導・助言を行なう場合があります

## 8. 使用させる商標・商号・その他の表記に関する事項

### (1) 加盟者は店舗経営に際して、当社が有する「キングファミリー」・「King Family」および「エコモリー」・「ECOMOLY」の商標、サービスマーク及びこれに関連する標章、意匠、看板、その他キングファミリーであることを示す、営業シンボルを使用することを許諾されます。

\* ただし加盟者は当社の商号である「株式会社K u r o k a w a」を自己の商号として使用してはならないことと、使用を許諾された「キングファミリー」及びその関連する全てのものを、加盟者の商号あるいは企業名を表示するものとして使用していただくことはできません。

### (2) 当該表示の使用についての条件

加盟者との加盟店基本契約期間中並びに加盟者のキングファミリー店舗内の使用に限るも

のとします。

## 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

### (1) 契約期間

開業の日から満5年間有効に存続するものとします。

### (2) 契約の更新の要件および手続き

契約期間満了の日の6ヶ月前までに加盟者または当社のいずれか一方から書面をもって契約を終了する旨の通知がないときは、自動的に契約が更新されたものとして、引き続き2年間有効に存続するものとします。尚、更新料等の条件については、更新時に甲乙が協議し、契約内容はその時点における最新の契約書記載項目を双方確認のうえ、適用されます。

### (3) 契約の解除の要件および手続き

#### ① 開業前解約

開業日以前において、やむを得ない事由によりこの契約を途中で解約する以外に適当な方法がない事態が生じた場合には、少なくとも開業日の30日前までに書面をもって通知いただきます。この場合、お支払いいただいた加盟契約金は一切返還されません。また、当社は開業日以前において、加盟者が店舗経営者としての適格性を欠くことを示す事実が発生、または判明したときは直ちにこの契約を解除することができます。この場合においても、お支払いいただいた加盟契約金は一切返還されません。

#### ② 契約の即時消滅

この契約は加盟者または当社に下記の事由が発生したときは、その相手方からの通知を要しないで、直ちに終了いたします。

イ. 加盟者または当社の破産。

ロ. 加盟者または当社の解散（法人の場合）による消滅（会社合併は除外）。

ハ. 加盟者の営業店舗建物の滅失。

ニ. 加盟者の店舗建物の使用権限の喪失。

#### ③ 合意解約

イ. 加盟者または当社は、書面による合意解約の協定が成立したときは、いつでもこの契約を途中で終了させることができます。この協定に契約終了の日を定めたときは、加盟者はその日まで誠実に店舗の経営を行わなければなりません。

ロ. 加盟者または当社は、店舗の経営状態に照らし、事業を継続することが双方にとって不利益であり、その改善の見込みもないと相互に認めた場合、合意解約の協議をすることができます。

### (4) 解約金

#### ① やむを得ないと認められる特別な事由がある場合の違約金

やむを得ないと認められる特別な事由がある場合は、2ヶ月以上前に相手方に書面をもってその旨を通知し、この契約を中途解約することができます。また、その場合の違約金に関しては開業日の後、5年以上を経過している場合は、当該店舗の直近6ヶ月間の平均ロイヤルティの18ヶ月分相当の金額となり、開業日の後、5年を経過していない場合は、当該店舗の直近6ヶ月間の平均ロイヤルティの24ヶ月分相当の金額となります。

#### ② 事由が無く、自己の都合によりこの契約を途中で解約しようとする場合

自己の都合により契約を途中で解約しようとする場合は、相手方に対し、3ヶ月以上前までに書面をもってその旨を通知しなければなりません。また、その場合の違約金に関しては店舗の直近6ヶ月間の平均による1ヶ月分の売上高相当額の10ヶ月分の金員または、全店の直近6ヶ月間の平均による1ヶ月分の売上高相当額の10ヶ月分の金員のいずれか多い方の金額となります。

(5) 当社からの契約解除

加盟者が下記の事由に該当した場合、通知・催告をしないで直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 破産、民事再生、会社更生、会社整理などの申し立てがなされたとき、または債権者により資産・負債の全面的な管理ないし、整理もしくは強制執行を受け、あるいは支払い停止をしたとき。
  - ② 当社の書面による承諾を得ないで、店舗の営業権及び重要な資産を譲渡した場合。または店舗経営者の地位から退いたとき、若しくはその経営を他人に委譲、あるいは経営を放棄し、経営の全般ないし実質的部分から48時間以上手を引いたとき。
  - ③ 当社の許諾により付与された権利及びマニュアル、各種資料等の全部または一部を他人に譲渡、担保差し入れなどの処分をし、あるいは正当な理由なく使用させるか占有させたとき。
  - ④ 当社の企業機密及び経営機密資料を第三者に漏洩し、または競合他社の経営に関与したとき、若しくはこれらのものと業務提携あるいはフランチャイズ契約を締結したとき。尚、当社の定める企業機密及び経営機密資料とは、フランチャイズ契約書を含み、契約に基づいて当社または加盟者が作成した一切の文書が含まれる。また、当社の加盟者に対する助言・指導、その他経営ノウハウとして供与された一切の有形・無形の情報を言う。
  - ⑤ 加盟者の店舗への立ち入り調査を拒んだとき。
  - ⑥ 加盟者が刑事手続きにより公判請求されたとき、または公判には至らないが、逮捕拘留されたとき。
  - ⑦ 加盟者が店舗建物の使用契約を解約若しくは解除されたとき。
  - ⑧ 加盟者の破産宣告、加盟者の解散、または加盟者の代表者が被保佐人の宣告を受けたとき。
  - ⑨ 加盟者が、成年後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき、または、破産、民事再生、会社更生、会社整理などの申し立てがなされたとき、もしくは債権者により資産・負債の全面的な管理ないし、整理もしくは強制執行を受け、あるいは支払い停止をしたとき。
  - ⑩ 当社主催の会議、研修、イベント、集会等に正当な事由が無く、出席を拒んだとき。
- (6) 当社は加盟者が下記の違反事由に該当した場合、加盟者に対し、あらかじめ書面によって通知し7日間以上を経過してもなお、その違反が改められず、または義務の履行がなされないときは、この契約を解除することができます。
- ① フランチャイズ契約書における加盟者の権限の無い行為をなし、または当社に無断で当社の代理人と偽ったとき。
  - ② キングファミリーシステムに違反する買取・販売等の行為やその他の違反行為をしたとき。
  - ③ 「キングファミリー」の商号や当社の商号の不正使用やその他の違反行為をしたとき。
  - ④ ロイヤルティを定められた日時までに当社へ支払わないとき。
  - ⑤ 当社より受けた融資金を定められた規則に基づいて返済しなかったとき。
  - ⑥ 営業専念義務及び営業時間を守らないとき。
  - ⑦ 当社に無断で定められた相手先以外に古着を販売したとき。
  - ⑧ 全国媒体向けの広告宣伝費を当社へ支払わないとき。
  - ⑨ 当社が開発・提供するコンピュータシステムの導入を拒んだとき。
  - ⑩ 法令を遵守せず、遵守事項を履行しないとき。
  - ⑪ 本事業以外の目的で、店舗を使用したとき。
  - ⑫ 店舗以外の場所で、本事業または本事業に類似した営業活動をしたとき。
  - ⑬ 同業他社の事業に参加し、または当社との関係で不正競争となるような取引及び活動を

したとき。

- ⑭ 雇用する従業員との間に誓約書を取り交わさなかったとき。
- ⑮ 店舗内外の設備は、常に清潔で整備された状態に保っていなかったとき。
- ⑯ 当社の指導を遵守しなかったとき。
- ⑰ 定められた帳票や資料の提出を怠ったとき。
- ⑱ キングファミリーフランチャイズ契約書の条項に違反し、契約に定める義務を履行しないため、この契約を存続することが困難な事態を生じると当社が判断したとき。
- ⑲ 以上の契約違反の他、事由の何たるかを問わず、当社及び他の加盟店の利益を害し当社との信頼関係が破綻したとき。

#### (7) 加盟者からの契約解除

当社が下記の事由に該当した場合、通知・催告をしないうちにこの契約を解除することができます。

- ① 破産、民事再生、会社更生、会社整理などの申し立てがなされたとき、または債権者により資産・負債の全面的な管理ないし、整理もしくは強制執行を受け、あるいは支払い停止をしたとき。
- ② 当社または当社の代表者が刑事手続きにより公判請求されたとき。または公判には至らないが、逮捕勾留されたとき。
- ③ 当社の代表者が、成年後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき、または、破産、民事再生、会社更生、会社整理などの申し立てがなされたとき、もしくは債権者により資産・負債の全面的な管理ないし、整理もしくは強制執行を受け、あるいは支払い停止をしたとき。

#### (8) 解除による損害賠償

- ① 当社または加盟者が契約の解除がなされた場合には、その責を負うべき者は、相手方の被った損害を賠償するとともに、その相手方は、解除の意思表示をした者に対し、その者の被った損害額、または当該店舗の直近6ヶ月間の平均による第12条に定めるロイヤルティの30ヶ月分相当のいずれか多い方の額を支払わなければなりません。
- ② 前項の定めに係わらず商標、著作権に関する権利を侵害し、または経営機密資料及び当社の企業機密を第三者に漏洩したときは、少なくとも金1000万円を前項の合計額に加算して、加盟者は当社に支払わなければなりません。

#### (9) 権利の消滅

- ① 加盟者は事由の如何を問わず、契約が終了した場合は、契約により許諾されたキングファミリーシステムに関する全ての権利を失い、店舗を閉店するとともに経営機密資料、設備の使用を直ちに中止しなければなりません。
- ② 前項の場合には、当社の提供した経営機密資料に対し、加盟者は占有権を主張せず、当社が直ちにこれを回収、管理し、または処分できます。

#### (10) 契約終了後の制限

- ① 加盟者は契約終了により、キングファミリーシステムに関する全ての権利を失った後は、3年間にわたり、店舗内及び経営の許諾地域内において、キングファミリーシステムと同一、若しくは類似する運営システムをもって事業をし、その他加盟者以外の加盟店の営業活動に混乱をきたす行為や商標権の侵害または不正競争となる一切の行為をしてはなりません。
- ② 対象者は加盟者のみならず、加盟者の関連企業、経営者をも含めるものとします。
- ③ 加盟者または契約に定められた者は、当社から契約終了後の違反通知を受けた場合、速やかに通知内容に該当しないことを当社に対して証明しない限り、当社は直ちにその行為を差し止めることができます。



- ④ 当社は円満なる契約終了、契または約解除となった後に、直接の契約解除理由となった項目以外で契約解除に定めた事由に該当する事実が明らかとなった場合には加盟者に対し、解除による損害賠償定の事項を適用することができます。

#### 10. 加盟者が定期的に支払う金額に関する事項

##### (1) キングファミリーシステム使用対価に対するロイヤルティ

- ① この契約に定めるロイヤルティの支払い対象期間は、開業日より契約終了の日までとし、毎月の純売上金額からキングファミリーグループで発行された商品券、お買い物券の内、対象月に回収された金額を差し引いた金額（以下「現金売上金額」とする）の10%相当額（万単位未満切り上げ、別途消費税）とする。
- ② 加盟者の当社に対するロイヤルティのお支払いは、対象月の翌月15日（金融機関の休業日の場合は翌営業日とする）に当社の指定口座へ振り込んでいただきます。
- ③ 振込み手数料は当社の負担とし、振込み時に差し引くものとします。
- ④ 当社は物価の変動、経済情勢の変化、租税効果の増減、店舗付近の土地・建物価格の騰落、当社が加盟者に与えた経営の許諾地域の状況に著しい変化・変動が生じた場合は、支払い対象期間中においても、このロイヤルティ料率を変更することができます。
- ⑤ 契約期間が満了し、契約を更新する場合はロイヤルティ料率の改定を行う場合があります。
- ⑥ 加盟者の出店舗数が4店舗以上になった場合は、ロイヤルティ料率の軽減を行うこととし、その率は、4店舗目から7店舗目までは毎月の現金売上金額の9%相当額（万単位未満切り上げ、別途消費税）、8店舗目以降は毎月の現金売上金額の8%相当額（万単位未満切り上げ、別途消費税）となります。

##### (2) 広告宣伝

- ① 加盟者は販促管理費を実費として毎月8千円（消費税込）を当社へお支払いいただきます。
- ② 前項記載の広告負担金はロイヤルティの支払いと合わせて当社の指定口座へ現金にお支払いいただきます。

#### 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

店舗の営業時間は午前10時から午後8時までです。顧客の来店状況や売上傾向等を分析のうえ、甲乙の協議により変更することができます。定休日の設定についても同様とします。

#### 12. テリトリー権の有無

##### (1) 加盟者の経営許諾範囲

当社が独自の市場調査に基づいて決定したある一定の地域を、加盟者の基本的営業基盤とすることを認めますが、加盟者に排他的ないし、独占的権利を与えるものではありません。当社は、必要と認めるときはいつでも加盟者の店舗が存在する同一地域内の適当な場所において、直営店、フランチャイズ店を問わず、新規に店舗を開設することができます。この場合、当社は加盟店の営業努力が損なわれないよう十分に配慮いたします。

- (2) 加盟者の出店基準およびエントリーフィーの詳細は、以下の通りです。

## 人口基準

人口はその時点での最新の国勢調査を基準とする。

## 商圈基準

店舗を中心に円商圈 20 万人居住するエリアとする。

円商圈で 20 万人商圈が重なる場合は稼働顧客会員 1 年間を基準とし 20%未満であれば出店できるものとする。

## 立地基準

甲が定める立地診断書を基準とする。

なお、出店にあたっては、乙の営業努力が損なわれることがないように十分に配慮するものとし、協議事項が発生した場合は別途協議とする。

## エントリーフィー

基本基準	一店舗あたり 100 万円、出店可能エリアの各エリア・地域ごとを一区分として、まとめてエントリーしていただく。またエントリーフィーの 100 万円は物件確定時の加盟金に随時充当されるものとします。*1 エリア内に 5 店舗以上出店可能店舗数がある場合、3 店舗単位での分割エントリーも可能です。その際のエリア分割は別途その都度取り決めるものとします。			
エントリー期限	エントリーエリアへの出店期間はエリアへのエントリーの日から数えて下記表の定める期間内に店舗できない場合は、そのエリアでのエントリー権を失うと共に、エントリーフィーも返却されないものとします。			
基準表	1 年以内	2 年以内	3 年以内	4 年以内
1 店舗のエリア	1	—	—	—
2 店舗のエリア	1	1	—	—
3 店舗のエリア	1	1	1	—
4 店舗のエリア	1	1	2	—
5 店舗のエリア	1	2	2	—
6 店舗のエリア	1	2	2	1
7 店舗のエリア	1	2	2	2
8 店舗のエリア	2	2	2	2
12 店舗のエリア	3	3	3	3
近隣への出店基準	各エリア・地域の境界線より 1km 内側まで新規出店店舗の優先商圈が重なり合うことを認めるものとします。			
エントリー資格	キングファミリーの加盟者であることと、エントリーエリア内の店舗数を出店できる資金を有する者、また資金を調達することの出来るもの（資金計画の提出義務あり）			

### 1 3. 競合禁止義務の有無

加盟者は店舗以外の場所で、本事業または本事業に類似した営業活動をおこなったり同業他社の事業に参加し、または当社との関係で不正競争となるような取引及び活動を禁止しております。

キングファミリーシステムに関する全ての権利を失った後は、3年間にわたり、店舗内及び経営の許諾地域内において、キングファミリーシステムと同一、若しくは類似する運営システムをもつ事業をし、その他の加盟店の営業活動に混乱をきたす行為や商標権の侵害または不正競争となる一切の行為を禁止しております。また、この対象者は加盟者のだけでなく、加盟者の関連企業、経営者をも含みます。

### 1 4. 守秘義務の有無

企業秘密または経営機密資料の全部または一部をキングファミリー事業以外の為に使用したり、模倣したり、第三者に漏洩したり、当社の信用及び利益に害を与える行為を禁止しております。

\* 雇用する従業員と守秘義務について誓約書を取り交わす必要があります。

### 1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟者はキングファミリーシステムに基づき、統一イメージによって店舗を運営すべき義務があります。

- (1) 加盟者が店舗を改装する場合は、当社の指導・助言により、改装の様式、方法、時期等を決定して行っていただきます。
- (2) 加盟者の店舗が、次の状態により統一イメージが著しく損なわれていると当社が判断し、加盟者に店舗の改装を通知した場合、加盟者は当社の指導・助言を受けて店舗の改装を行う義務があります。
  - ① 店舗の構造、仕様、内外装がキングファミリーシステムのイメージに合致しなくなったとき。
  - ② 開業日または、前回の改装日より5ヶ年以上を経過し、その時点におけるキングファミリーイメージに合致しなくなったとき。
- (3) 店舗の改装に要する費用は加盟者の負担といたします。但し、当社の都合で改装をする場合は当社の負担といたします。
- (4) 加盟者はこの契約の終了、または加盟者の店舗使用契約が終了した場合、当社に対し、前項の費用の償還請求、造作買取請求をすることはできません。

### 1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

#### (1) 報告事項

- ① 加盟者は当社に対し、買取、販売実績等の営業結果をキングファミリーシステムが定める所定の書式にて報告する義務があります。
- ② 当社は業務上で必要が生じた場合、加盟者にある事柄について報告を要請することができます。加盟者は当社から要請を受けた場合は、指定された期日までに報告しなければなりません。
- ③ 当社の加盟者に対する報告事項に虚偽があった場合は、金銭ペナルティを課します。また、虚偽の報告が原因で当社や他の加盟店に損害が発生した場合は、加盟者の負担で処理していただきます。
- ④ 加盟者が当社に対し、帳票記録や当社から要請された資料の提出を怠ったときは、遅滞の間、1日当たり1帳票または資料につき、金3千円の金員を当社にお支払いいただきます。

(2) 各種会議への参加義務

- ① 加盟者は当社が主催する各種の会議、会合、研修会等に参加しなければなりません。
- ② 加盟者は、万一参加が不可能な状況にあるときには、事前に当社の承認を得るものとし、その際、加盟者は不参加となった会議等で決議された事項を無条件で承認し、これに従っていただきます。

(3) 店舗の保全

加盟者が店舗の保安全管理を行わず、当社から警告を受けた後、96時間を経過しても改善されない場合、当社は第三者にその保全の為の行為をさせ、その費用を加盟者に負担させることができます。

(4) 閉店事務費

加盟者は店舗閉店に伴う当社の事務手続き費用として、金30万円（別途消費税）を負担していただき、最終のロイヤルティ支払日に、この金員を加算して当社へお支払いしていただきます。

(5) 損害賠償

当社または加盟者は、そのいずれかがこの契約期間中に、この契約の定めに違反し、または義務の履行を遅滞した場合は、契約の解除が行われると否とに関わらず、相手方の被った損害を賠償しなければなりません。但し、損害賠償の額についての取り決めがある場合は、その定めに従っていただきます。

(6) 閉店処理

加盟者は当社の提供した経営機密資料に対し、占有権を主張せず、当社が直ちにこれを回収、管理し、または処分できます。加盟者が契約終了後、この契約の定める閉店の手続きをとらない場合には、加盟者は当社に対して遅滞の期間、1日当たり金5万円の遅延損害金を支払わなければなりません。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

特に行っておりません。

## 第 16 期(平成 28 年 8 月期) 貸借対照表

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>【流動資産】</b>	479,706,161	<b>【流動負債】</b>	299,893,651
現金	6,665,096	買掛金	24,030,436
当座預金	277,439	短期借入金	95,478,500
普通預金	36,934,547	1年内返済長期借入金	66,775,106
定期預金	112,190,583	未払金	49,973,075
定期積立預金	9,210,000	未払費用	169,964
納税準備預金	35	前受金	37,772,466
外貨預金	9,025,288	仮受金	4,344
売掛金	156,834,717	未払消費税	7,591,500
商品	33,922,965	預り金	9,175,303
貯蔵品	1,103,124	未払法人税等	1,551,800
未収入金	37,800	ポイントカード引当金	7,371,157
未収収益	99,745	<b>【固定負債】</b>	343,178,933
前払費用	5,873,810	長期借入金	250,183,933
前払金	100,081	預り保証金	42,995,000
短期貸付金	16,139,897	社債	50,000,000
立替金	39,357,071	負債の部合計	643,072,584
仮払金	396,530	純資産の部	
前払家賃	10,155,970	<b>【株主資本】</b>	278,361,420
未収法人税等	6,340,014	<b>【資本金】</b>	75,000,000
前払保証料	942,696	<b>【資本剰余金】</b>	66,507,516
繰延税金資産	34,098,753	その他資本剰余金	66,507,516
<b>【固定資産】</b>	441,660,043	<b>【利益剰余金】</b>	175,358,404
(有形固定資産)	125,511,580	利益準備金	500,000
建物	50,401,951	(その他利益剰余金)	174,858,404
建物付属設備	42,382,270	繰越利益剰余金	174,858,404
構築物	1,496,069	<b>【自己株式】</b>	-38,504,500
機械装置	1,341,566	<b>【評価・換算差額等】</b>	-67,800
車両運搬具	3,363,907	<b>【有価証券評価差額金】</b>	-67,800
工具器具備品	9,430,817	純資産の部合計	278,293,620
土地	14,750,000	負債・純資産の部合計	921,366,204

ソフトウェア仮勘定	2,345,000		
(無形固定資産)	31,467,132		
借地権	712,500		
電話加入権	826,568		
ソフトウェア	26,095,786		
営業権	198,496		
商標権	2,671,871		
著作権	961,911		
(投資その他の資産)	284,681,331		
長期性預金	19,830,000		
投資有価証券	12,924,562		
出資金	1,707,876		
長期貸付金	114,775,637		
長期前払費用	5,054,614		
長期前払保証料	2,229,776		
敷 金	87,592,000		
役員保険	40,455,637		
繰延税金資産	111,229		
資産の部合計	921,366,204		

### 第 16 期(平成 28 年 8 月期) 損益計算書

科目	金額	
<b>【売上高】</b>		
売上高	18,649,572	
K F 直営店売上高	277,794,665	
ちやく直営店売上高	346,421,898	
ちやくロイヤルティ	7,930,000	
加盟金収入	5,116,657	
ロイヤルティ	266,400,000	
広告収入	6,048,973	
ウエス売上	676,831	
古着卸売上	390,494,736	
初期在庫用古着売上	3,309,070	
古着売上	35,507,499	
オープン用経費売上	2,201,190	

F C向け経費売上	70,194,276	
POS 使用料収入	67,320	
売上値引戻り高	39,083,287	1,391,729,400
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	43,831,613	
仕入高	224,999,607	
仕入諸掛	137,792,261	
POS 使用料原価	61,200	
期末商品棚卸高	33,922,965	
他勘定振替	3,387,477	369,374,239
売上総利益		1,022,355,161
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
役員報酬	66,521,520	
給与手当	358,277,898	
賞 与	7,111,698	
退職金	4,093,632	
法定福利費	56,764,476	
福利厚生費	3,961,843	
消耗品費	27,645,042	
事務用品費	3,302,360	
地代家賃	17,063,360	
賃借料	96,550,693	
保険料	6,633,154	
修繕費	5,793,387	
外注工賃	10,216,124	
リース料	15,441,929	
広告費用	958,000	
租税公課	4,400,267	
減価償却費	24,184,486	
長期前払費用償却	2,901,846	
借地権償却	90,000	
商標権償却	855,288	
販売促進費	14,809,229	
旅費交通費	32,291,023	
通信費	9,708,220	

水道光熱費	29,754,026	
支払手数料	91,746,788	
運賃	18,418,359	
広告宣伝費	26,622,252	
接待交際費	5,341,192	
寄付金	146,350	
新聞図書費	495,780	
諸会費	6,339,441	
研修費	27,779,906	
会議費	946,372	
処分委託費	5,378,323	
保健衛生費	776,589	
警備費	3,209,179	
保守料	10,555,430	
雑費	641,300	
営業権償却	297,732	998,024,494
営業利益		24,330,667
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	4,333,693	
受取配当金	43,400	
雑収入	4,279,348	8,656,441
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	5,808,380	
保証料	1,511,760	
為替差損	1,867,290	
雑損失	321,945	9,509,375
經常利益		23,477,733
<b>【特別損失】</b>		
固定資産除却損	2	
債権譲渡損	18,709,518	
店舗閉鎖損失	26,280	18,735,800
税引前当期純利益		4,741,933
法人税等		3,151,500
法人税等調整額		1,569,625
当期純利益		20,808



第 17 期(平成 29 年 8 月期) 貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	523,260,411	【流動負債】	260,083,409
現金及び預金	158,182,366	買掛金	25,823,933
売掛金	161,764,384	短期借入金	76,563,000
商 品	36,779,555	1 年内返済長期借入金	55,833,600
貯蔵品	1,179,729	未払金	47,864,563
未収入金	2,146,126	未払費用	187,836
未収収益	139,441	前受金	37,310,929
前払費用	5,458,573	未払消費税	2,666,100
前払金	30,309	預り金	7,522,322
短期貸付金	55,829,509	未払法人税等	3,199,500
立替金	58,214,655	前受収益	65,243
仮払金	353,715	ポイントカード引当金	3,046,383
前払家賃	10,798,160	【固定負債】	411,055,807
未収法人税等	38,378	長期借入金	264,880,807
前払保証料	902,228	預り保証金	46,175,000
繰延税金資産	31,443,283	社債	100,000,000
【固定資産】	426,313,515	負債の部合計	671,139,216
(有形固定資産)	113,635,218	純資産の部	
建 物	47,815,517	【株主資本】	278,393,373
建物付属設備	36,252,443	【資本金】	75,000,000
構築物	1,316,043	【資本剰余金】	66,507,516
機械装置	3,887,913	その他資本剰余金	66,507,516
車両運搬具	2,654,235	【利益剰余金】	175,390,357
工具器具備品	6,959,067	利益準備金	500,000
土 地	14,750,000	(その他利益剰余金)	174,890,357
(無形固定資産)	27,919,684	繰越利益剰余金	174,890,357
借地権	622,500	【自己株式】	-38,504,500
電話加入権	826,568	【評価・換算差額等】	41,337
ソフトウェア	23,692,122	【有価証券評価差額金】	41,337
商標権	1,816,583	純資産の部合計	278,434,710
著作権	961,911	負債・純資産の部合計	949,573,926
(投資その他の資産)	284,758,613		

長期性預金	30,400,000		
投資有価証券	13,055,762		
出資金	1,753,029		
長期貸付金	89,130,003		
長期前払費用	4,106,095		
長期前払保証料	4,320,135		
敷 金	93,510,000		
役員保険	48,378,816		
繰延税金資産	104,773		
資産の部合計	949,573,926		

### 第 17 期(平成 29 年 8 月期) 損益計算書

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
売上高	34,303,127	
K F 直営店売上高	281,069,310	
ちゃく直営店売上高	356,662,816	
ちゃくロイヤルティ	7,470,000	
加盟金収入	4,753,292	
ロイヤルティ	251,850,000	
広告収入	5,685,471	
古着卸売上	388,581,447	
初期在庫用古着売上	2,360,637	
古着売上	15,475,642	
オープン用経費売上	2,723,405	
F C 向け経費売上	60,129,592	
POS 使用料収入	44,880	
売上値引戻り高	42,837,591	1,368,272,028
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	33,922,965	
仕入高	286,288,176	
仕入諸掛	133,732,548	
POS 使用料原価	40,800	
期末商品棚卸高	36,779,555	
他勘定振替	3,615,077	413,589,857

売上総利益		954,682,171
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
役員報酬	57,622,320	
給与手当	348,909,977	
賞与	10,453,356	
法定福利費	56,775,539	
福利厚生費	3,507,333	
消耗品費	21,738,775	
事務用品費	3,103,307	
地代家賃	17,823,360	
賃借料	98,087,979	
保険料	6,430,274	
修繕費	4,540,603	
外注工賃	11,156,496	
リース料	11,115,097	
広告費用	966,000	
租税公課	3,443,848	
減価償却費	24,169,627	
長期前払費用償却	2,650,573	
借地権償却	90,000	
商標権償却	855,288	
販売促進費	19,793,995	
旅費交通費	30,327,116	
通信費	8,416,652	
水道光熱費	29,253,475	
支払手数料	86,079,495	
運賃	11,469,769	
広告宣伝費	26,396,097	
接待交際費	6,634,614	
寄付金	154,600	
新聞図書費	526,663	
諸会費	5,946,738	
研修費	27,578,098	
会議費	1,017,642	
処分委託費	5,480,362	

保健衛生費	809,228	
警備費	3,148,516	
保守料	10,557,299	
雑費	569,640	
営業権償却	198,496	957,798,247
営業利益		-3,116,076
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	4,073,886	
受取配当金	44,400	
為替差益	1,005,287	
雑収入	4,949,799	10,073,372
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	4,919,803	
保証料	1,887,676	
雑損失	251,301	7,058,780
経常利益		-101,484
<b>【特別利益】</b>		
保険解約益	5,972,800	5,972,800
税引前当期純利益		5,871,316
法人税等		3,199,500
法人税等調整額		2,639,863
当期純利益		31,953

#### 第18期(平成30年8月期) 貸借対照表

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>【流動資産】</b>	543,471,890	<b>【流動負債】</b>	322,991,837
現金及び預金	163,250,568	買掛金	25,153,330
売掛金	157,330,792	短期借入金	157,755,800
商品	44,433,146	1年内返済長期借入金	45,902,000
貯蔵品	918,364	未払金	48,434,314
未収入金	615,589	未払費用	940,520
未収収益	308,441	前受金	20,637,675
前払費用	832,374	仮受金	1
前払金	119,119	未払消費税	6,578,800

短期貸付金	77,379,557	預り金	7,642,735
立替金	75,501,528	未払法人税等	3,359,500
仮払金	235,100	ポイントカード引当金	6,587,162
前払家賃	10,248,440	【固定負債】	383,191,000
未収法人税等	32,449	長期借入金	237,816,000
前払保証料	672,627	預り保証金	45,375,000
繰延税金資産	26,696,072	社債	100,000,000
貸倒引当金	-15,102,276	負債の部合計	706,182,837
【固定資産】	446,047,336	純資産の部	
(有形固定資産)	111,063,959	【株主資本】	283,247,440
建 物	45,262,034	【資本金】	75,000,000
建物付属設備	36,794,318	【資本剰余金】	66,507,516
構築物	1,190,092	その他資本剰余金	66,507,516
機械装置	3,229,778	【利益剰余金】	180,244,424
車両運搬具	1,809,261	利益準備金	500,000
工具器具備品	8,028,476	(その他利益剰余金)	179,744,424
土 地	14,750,000	繰越利益剰余金	179,744,424
(無形固定資産)	23,324,279	【自己株式】	-38,504,500
借地権	532,500	【評価・換算差額等】	88,949
電話加入権	826,568	【有価証券評価差額金】	88,949
ソフトウェア	20,042,005	純資産の部合計	283,336,389
商標権	961,295	負債・純資産の部合計	989,519,226
著作権	961,911		
(投資その他の資産)	311,659,098		
長期性預金	22,520,000		
投資有価証券	13,128,162		
出資金	1,822,594		
長期貸付金	132,018,915		
貸倒引当金	-7,763,047		
長期前払費用	3,158,325		
長期前払保証料	3,647,508		
敷 金	92,710,000		
役員保険	50,330,699		
繰延税金資産	85,942		
資産の部合計	989,519,226		

第 18 期(平成 30 年 8 月期) 損益計算書

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
売上高	37,678,855	
K F 直営店売上高	279,437,525	
ちやく直営店売上高	372,719,619	
ちやくロイヤルティ	7,280,000	
加盟金収入	5,368,307	
ロイヤルティ	245,360,000	
広告収入	5,621,661	
ウエス売上	3,110,210	
古着卸売上	365,013,211	
初期在庫用古着売上	1,599,890	
古着売上	20,798,194	
オープン用経費売上	1,697,252	
F C 向け経費売上	56,326,973	
POS 使用料収入	44,880	
売上値引戻り高	41,411,605	1,360,644,972
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	36,779,555	
仕入高	253,321,049	
仕入諸掛	132,206,023	
POS 使用料原価	40,800	
期末商品棚卸高	44,433,146	
他勘定振替	3,705,371	374,208,910
売上総利益		986,436,062
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
役員賞与	685,980	
役員報酬	57,622,320	
給与手当	353,032,082	
賞 与	10,509,853	
法定福利費	54,992,958	
福利厚生費	3,361,662	
消耗品費	22,710,582	

事務用品費	3,619,620	
地代家賃	17,823,360	
賃借料	101,372,516	
保険料	6,610,604	
修繕費	6,288,451	
外注工賃	10,944,116	
リース料	9,966,340	
広告費用	956,000	
租税公課	3,464,082	
減価償却費	22,521,526	
貸倒引当金繰入	15,102,276	
長期前払費用償却	2,703,202	
借地権償却	90,000	
商標権償却	855,288	
ポイントカード引当金繰入	3,540,779	
販売促進費	23,368,274	
旅費交通費	31,560,668	
通信費	8,126,709	
水道光熱費	30,324,843	
支払手数料	65,747,863	
運賃	11,698,203	
広告宣伝費	24,500,741	
接待交際費	7,498,755	
寄付金	314,216	
新聞図書費	528,919	
諸会費	7,070,992	
研修費	23,481,157	
会議費	850,588	
処分委託費	6,223,148	
保健衛生費	757,499	
警備費	3,548,545	
保守料	8,679,074	
雑費	568,200	963,621,991
営業利益		22,814,071
【営業外収益】		

受取利息	4,706,019	
受取配当金	46,400	
為替差益	90,848	
雑収入	7,433,223	12,276,490
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	4,358,188	
保証料	902,228	
貸倒引当金繰入	7,763,047	
雑損失	153,360	13,176,823
經常利益		21,913,738
<b>【特別利益】</b>		
固定資産売却益	99,999	99,999
<b>【特別損失】</b>		
固定資産除却損	1,943,904	
貸倒損失	7,088,412	9,032,316
税引前当期純利益		12,981,421
法人税等		3,386,100
法人税等調整額		4,741,254
当期純利益		4,854,067